

令和7年 月 日

運輸審議会
会長 堀川 義弘 殿

公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

事 案 番 号	令7第4003号
事 案 の 種 類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可
事案の申請者	西日本鉄道株式会社

2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

(ふりがな)	
氏 名	
(郵便番号)	〒
住 所	
職 業	
年 令	歳

3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入（注意事項③参照）

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を 4,500 文字以内で具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格 A 4 用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限 令和 7 年 10 月 16 日（木）正午 必着

宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1
中央合同庁舎第 4 号館 3 階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。
- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は、運輸審議会一般規則第 5 条の各号のいずれかに該当する場合にのみ記入してください。なお、記入の際は、利害関係について具体的に記載してください（必要に応じ別紙への記入も可）。

○運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）（抄）

（利害関係人）

第 5 条 国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 23 条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）

二 事案において、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者

三 事案の申請者と競争の関係にある者

四～五 （略）

六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和 7 年 10 月下旬頃から運輸審議会公聴会のウェブサイトに掲載予定です（一般公述の申出があった場合に限りです）。
- ⑤ 議事の整理上、一般公述人の人数は 10 人以内とします。一般公述人は、公述の機会が各界各層になるべく公平となるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和 7 年 10 月下旬頃に運輸審議会ウェブサイトと運輸審議会掲示板に掲載・掲示する予定です。

- ⑥ 1人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等により短くなる場合があります。また、所定の時間に収まらない場合は、途中で公述を終了する場合があります。
- ⑦ 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。